

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年7月24日 17時15分ごろ
発生場所	長崎県西海市大瀬戸町舵掛瀬 鼠瀬灯標から真方位152° 400m付近 (概位 北緯32° 56.4′ 東経129° 37.8′)
事故の概要	ヨット ^{チェルブ} CHERUBは、南南東進中、舵掛瀬東側の浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年7月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット CHERUB、4.6トン
船舶番号、船舶所有者等	296-22517 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷、キール及び舵が損傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、松島水道を機走で南南東進中、松島水道舵掛瀬灯浮標（以下、「舵掛瀬灯浮標」という。）の東側を航行したところ、舵掛瀬東側の浅所に乗り揚げた。 船長は、GPSプロッターで舵掛瀬灯浮標を確認し、舵掛瀬灯浮標が左舷標識であり、航路の左側端であることを認識していたが、舵掛瀬灯浮標の東側でも約10m以内であれば航行できると考えていた。
分析	本船は、船長が、松島水道の水路調査を行っていなかったことから、舵掛瀬灯浮標の左方約10m以内であれば航行できると思い、舵掛瀬灯浮標の東側を航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、松島水道の水路調査を行っていなかったため、本船が舵掛瀬灯浮標の東側を航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 航路標識の意味を理解し、同標識に従って航行すること。